

浜松市建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に関する手続きについて、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び浜松市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年浜松市規則第46号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(耐震判定委員会)

第2条 細則第2条第1項第2号で市長が定める者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会（以下、「耐震判定委員会」という。）とする。

(耐震診断の結果の報告に係る市長が必要があると認める図書)

第3条 細則第2条第1項第5号の規定により、市長が必要があると認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報告建築物の現況調査書（第1号様式）
- (2) 報告建築物全体を確認できる現況写真
- (3) 法第14条第1項第2号に掲げる建築物については、同号に規定する危険物の貯蔵又は処理の用途に供する場所及び数量が確認できる図書
- (4) 耐震改修を実施した場合、当該耐震改修の補強方法及び補強箇所を明示した図面並びに工事写真並びに契約書

(耐震診断の結果の報告に係る添付書類の省略)

第4条 法施行前に要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者（以下、「所有者」という。）が耐震診断を行った場合は、細則第2条第2項の規定により、次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 同条第1項第1号に掲げる耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類（以下、「耐震診断資格者証」という。）の写し
- (2) 細則第2条第1項第2号に掲げる評定書の写し

2 木造の建築物（建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物を除く。）で、次のいずれかの基準に適合していることが確認できる書類を添える場合は、細則第2条第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる評定書の写しの添付を省略することができる。

- (1) 建築基準法施行令第46条第1項の規定により壁を設け、又は筋交いを入れた軸組

を釣合い良く配置し、耐震関係規定に適合させたもの

- (2) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」の内「保有耐力診断法」により、地震に対して安全な構造であることを確かめたもの

(耐震診断結果報告書の確認)

第5条 市長は、法第7条の規定による耐震診断結果の報告（以下、「耐震診断結果報告」という。）の内容について、審査の結果、法第4条第2項第3号に掲げる技術上の指針となるべき事項への適合を確認したときは、耐震診断結果報告確認書（第2号様式）により、所有者へ通知する。

(耐震診断結果報告の内容の変更)

第6条 耐震診断結果報告を行った所有者は、耐震診断結果報告の内容に変更が生じた場合、速やかにその内容について市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、省令第5条第3項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）に規定する報告書に細則第2条に規定する書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出する。

(耐震診断結果に係る報告命令等)

第7条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、報告を行う旨の命令をするときは、耐震診断結果報告命令書（第3号様式）により、報告の内容の是正命令をするときは、耐震診断結果是正命令書（第4号様式）により、所有者へ通知する。

(認定申請に係る添付書類の省略)

第8条 法施行前に耐震診断を行った場合は、細則第3条第2項、第4条第4項及び第5条第2項の規定により、細則第3条第1項第1号、第4条第2項第1号及び第5条第1項第1号に掲げる耐震診断資格者証の写しの添付を省略することができる。

(建築物の地震に対する安全性及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請に係る市長が必要があると認める図書)

第9条 細則第4条第1項第3号、同条第2項第4号、同条第3項第2号及び第5条第1項第4号の規定により、市長が必要があると認める図書は、認定申請建築物の現況調査書（第5号様式）及び確認状況がわかる写真、書類とする。

- 2 前項に規定する認定申請建築物の現況調査書の調査は、1級建築士、2級建築士又は木造建築士（建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築物または同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を

含む。)の規定に基づく条例に規定する建築物については、それぞれ各条に規定する建築物に限る。)に行わせるものとする。

(計画の認定に係る建築主事の同意)

第10条 法第17条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の同意は、建築主事の同意書(第6号様式)により行うものとする。

(計画の認定に係る建築主事への通知)

第11条 法第17条第10項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、建築主事への通知書(第7号様式)により行うものとする。

(計画の変更の認定)

第12条 法第18条第1項の規定による申請は、計画変更認定申請書(第8号様式)に、当該申請に係る認定通知書、変更部分を示す図書及び変更後の耐震改修の事業の内容についての耐震判定委員会による評定書の写しを添えて行うものとする。

2 耐震判定委員会による評定に係る変更を伴わない変更であり、かつ、建築基準法施行規則第3条の2に該当する変更である場合は、省令第32条で定める軽微な変更と同等とみなす。

3 市長は、法第18条第1項の規定による認定をしたときは、計画変更認定通知書(第9号様式)により申請者へ通知するものとする。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第13条 法第19条の規定による計画認定建築物の耐震改修の状況についての報告を求めるときは、計画認定建築物の耐震改修の状況報告請求書(第10号様式)により行うものとする。

(計画認定建築物に係る改善命令)

第14条 法第20条の規定による改善命令は、計画認定建築物改善命令書(第11号様式)により行うものとする。

(計画及び建築物の地震に対する安全性に係る認定の取消し)

第15条 法第21条及び第23条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(第12号様式)により行うものとする。

(認定しない旨の通知)

第16条 市長は、法第17条、第18条、第22条及び第25条に規定する認定の申請

について認定しないことを決定したときは、認定しない旨の通知書（第13号様式）により申請者へ通知するものとする。

（認定申請の取下げ）

第17条 法第17条、第18条、第22条及び第25条に規定する認定の申請をした者が認定を受ける前に当該申請を取下げようとする場合、認定申請取下げ届出書（第14号様式）を提出するものとする。

（計画認定建築物に係る工事の取りやめ）

第18条 認定事業者が計画認定建築物の工事を取りやめようとする場合は、工事取りやめ届出書（第15号様式）及び当該認定に係る認定通知書を提出するものとする。

（計画認定建築物に係る工事完了の報告等）

第19条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了した場合には、工事完了報告書（第16号様式）及び工事監理の状況を写した写真を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する工事完了報告書の提出を受けたときは、その職員に、計画認定建築物の工事が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを検査させ、適切である場合は、工事完了確認書（第17号様式）により認定事業者へ通知し、適切でないとする場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めることができる。

（書類の提出部数）

第20条 法、省令、細則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、省令に定めがあるものを除き、第12条第1項に規定する計画変更認定申請書にあっては正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

（書類の管理など）

第21条 市長は、法、省令、細則及びこの要綱の規定により書類の提出を受けたときは、台帳にその内容を記録してその処理の経過を明らかにしておくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 浜松市建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による計画の認定事務取扱要領（平成9年6月1日施行）は廃止する。